

【別 紙】

平成 25 年度 地域緑化推進事業（緑化樹配付）について

【概要】

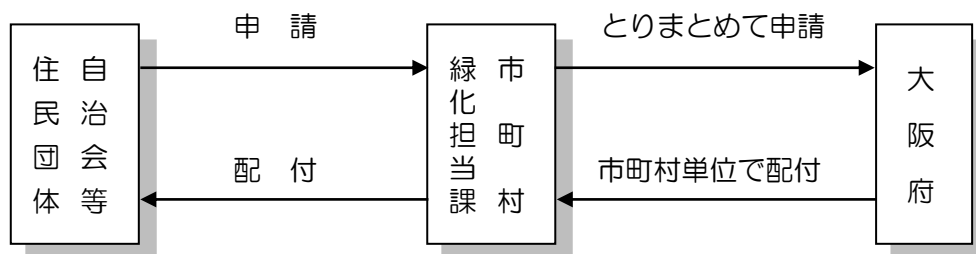
- ・府自然環境保全条例に定める『地域緑化の推進』のため、みどり豊かなうるおいのあるまちづくりを目的として住民が協同して行う地域の緑化活動に対し緑化樹を配付する。

【対象】

- ・住民が協同して行う公共性・公開性の高い区域の緑化
- ・従業員等が協同して行う民間施設（工場を含む）の接道部等の緑化

【配付方法】

- ・市町村の緑化担当課が窓口となり、とりまとめて大阪府に申請。大阪府より、市町村単位で緑化樹を配付し、市町村より申請者に緑化樹の配付を行う。



【内容】

配付樹種（予定）：カイツカイブキ、キンモクセイ、サザンカ、ヤマモモ、イロハモミジ
ウメコブシ、サルスベリ、ソメイヨシノ、ハクモクレン、ハナミズキ
計11種

配付本数（予定）：約2,000本

（H24年度実績：配付本数 2,120本、配付箇所数 27市町村158箇所）

配付スケジュール（予定）

- 6月～9月 各市町村への照会・要望の取りまとめ
- 10月～ 委託業務の積算・発注
- 12月～ 配付本数の決定、配付日程調整
- H25年2月～ 配付



地域住民による配付樹木の植付作業



従業員による工場敷地内での配付樹木の植付作業